春日井市土砂等の埋立て等に関する条例 事業者編

平成21年12月15日制定　平成22年10月1日施行

この条例は、有害物質の基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止するとともに、土砂等を搬入して埋立て等を行なう一定規模以上の事業について、特定事業として届出により事業内容を把握し、また、搬入される土砂等の汚染の有無を事前に確認するなど、事業者、土地所有者、市の責務を明らかにすることにより、土砂等の埋立て等に係る土壌汚染を未然に防止し、市民の良好な生活環境を確保することを目的としています。

条例の対象（用語の説明）

土砂等の埋立て等　土砂等を搬入して行う埋立て、盛土、嵩上げ等の行為をいい、この条例の対象となる行為です。

具体例
- 建築物等の建設に伴う宅地造成
- 農地や原野等を埋め立てる土地の造成
- 畑の盛土・田畑転換・土壌改良等の農地改良
- 林野地を開墾・開発するための造成　　など

特定事業　事業区域の外から土砂等を搬入して行う埋立て等の面積が1,000㎡以上の事業をいい、届出や報告等の対象となります。ただし、次に掲げるものなどは対象から除きます。

除外規定
- 震災、風水害等の災害の復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- 運動場、駐車場等の施設の本来の機能を保全する目的で行う砂まき、砂利敷き等（地盤面から50cmを超えないもの）
- 春日井市農業委員会に農地改良届が出された農地のかさ上げ、田畑転換、土壌改良、客土等（地盤面から１ｍを超えないもの）
- 他の場所への搬出を目的として一時的に行う土砂等のたい積

土砂等の埋立て等を行う者　埋立て等の事業を主体的に行う者であり、特定事業の場合は、「特定事業の計画に係る届出」をする者をいいます。

具体例
- 土砂等の埋立て等の請負契約の発注者である土地所有者や借地人
- 土砂等の埋立て等を自ら行う土地所有者や借地人
- 住宅開発や都市再開発等を行う開発事業者
- 発注を受けて土砂等の埋立て等を行う者　　など

土砂等の埋立て等を行う者に求められること

土砂等の埋立て等を行う者の責務（第３条）

　土砂等の埋立て等を行う者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に必要な措置を講じなければなりません。

基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止（第６条）

何人も、有害物質の基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはいけません。

●**対象となる土地**　：　市内のすべての土地

●**有害物質の基準**　：　人の健康に係る被害を生ずるおそれがある「有害物質の基準」を次のとおり定めています。

○土砂等溶出量基準

土砂等に水を加えた場合に溶出する有害物質の量に関する基準で、地下水汚染を防止するためカドミウム等２６物質の基準を規定しています。

○土砂等含有量基準

土砂等に含まれる有害物質の量に関する基準で、有害物質が含まれる汚染土砂等を直接摂取することのリスクを防止するため、カドミウム等９物質の基準を規定しています。

項　　目	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.003 mg / L	45 mg / kg
六価クロム化合物	0.05 mg / L	250 mg / kg
シアン化合物	検出されないこと	50 mg / kg
水銀及びその化合物	0.0005 mg / L (注)	15 mg / kg
セレン及びその化合物	0.01 mg / L	150 mg / kg
鉛及びその化合物	0.01 mg / L	150 mg / kg
砒(ひ)素及びその化合物	0.01 mg / L	150 mg / kg
ふっ素及びその化合物	0.8 mg / L	4,000 mg / kg
ほう素及びその化合物	1 mg / L	4,000 mg / kg
クロロエチレン	0.002 mg / L	—
四塩化炭素	0.002 mg / L	—
1,2- ジクロロエタン	0.004 mg / L	—
1,1- ジクロロエチレン	0.1 mg / L	—
1,2- ジクロロエチレン	0.04 mg / L	—

項　　目	溶出量基準	含有量基準
1,3- ジクロロプロペン	0.002 mg / L	—
ジクロロメタン	0.02 mg / L	—
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L	—
1,1,1- トリクロロエタン	1 mg / L	—
1,1,2- トリクロロエタン	0.006 mg / L	—
トリクロロエチレン	0.01mg / L	—
ベンゼン	0.01 mg / L	—
シマジン	0.003 mg / L	—
チウラム	0.006 mg / L	—
チオベンカルブ	0.02 mg / L	—
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイトに限る。）	検出されないこと	—

（注）　検液中にアルキル水銀が検出されないこと。

特定事業を行う際の必要な措置

特定事業の手続きの流れ

● 関係法令の許認可等を済ませていること

砂防法、宅地造成規制法、市開発指導要綱等の関係法令に基づく許認可など

事前準備

事業計画策定及び届出

埋立て等の事業計画の策定 （第８条）

土地所有者の同意　現場管理責任者の選任

特定事業の計画に係る届出（第８条）（４ページ）

【特定事業に着手する日の 14 日前までに届出】

位置、面積、目的、現場管理責任者氏名、使用する土砂等の量、施工期間、土砂等の飛散防止のために講ずる措置、土砂等の採取場所など

・「搬入経路図」、「土地所有者の同意書」等を添付

住民への周知

近隣住民への周知 （第 11 条） ― 標識の設置及び説明会の開催 (5 ページ)

近隣住民への周知に係る報告（第 11 条）(４ページ)

【説明会開催後、速やかに報告】

説明会開催日時、場所、出席者、説明内容など

搬入の届出

土砂等の搬入の届出（第 13 条）(4 ページ)

【土砂等を搬入する前に届出】

・「使用する土砂等の採取場所の証明書」、「有害物質の基準に適合していることの証明書」等を添付

必要に応じ → **変更・承継届**（第 14,15 条）(4 ページ)

着工

施工中に必要な措置

- **基準の遵守**（第９条）(7 ページ)
- **土砂等管理台帳作成**（第 10 条）(7 ページ)
- **関係書類等の閲覧**（第 12 条）(5 ページ)

● 基準の遵守、土砂等管理台帳の作成等により、適切に事業を施工すること。
● 関係書類等を関係住民の閲覧に供するなど、周辺住民の理解の促進に努めること。
● 騒音、振動の発生、粉じんの飛散等の防止に努め、周辺の生活環境を損なわないこと。

完了

完了の届出

完了届（第 16 条）(4 ページ)

【事業完了後、遅滞なく市長に届出】

特定事業の完了日など

特定事業に係る届出及び報告

特定事業については、計画段階から、事業内容を土地所有者や周辺住民に周知するとともに、各種の届出を行い、事業を進めることになります。

特定事業の計画に係る届出（第8条）

- 特定事業の計画を定め、特定事業に着手する 14 日前までに届け出ます。
- 事前に土地所有者の同意を得るとともに、現場管理責任者を選任しておく必要があります。

届出事項 特定事業区域の位置、面積、目的、現場管理責任者氏名、使用する土砂等の量、施工期間、土砂等の飛散防止のために講ずる措置、土砂等の採取場所、搬入計画、許認可を要する関係法令の名称など

添付書類 位置図、土地使用同意書、搬入経路図など

近隣住民等への周知の報告（第 11 条）

- 事業に着手する前までに近隣住民等に対し説明会を開催しなければなりません（詳細は 5 ページ）。
- 説明会の開催など実施後、速やかに報告します。

報告事項 説明会開催日時、場所、出席者、説明内容など

土砂等の搬入の届出（第 13 条）

- 土砂等を搬入する前までに、使用する土砂等の採取場所や土砂等が有害物質の基準に適合していることの証明等を添付して、届け出ます（土砂等の採取場所における汚染状況調査方法について 6 ページ参照）。
- 届出は同一の採取場所から搬入する土砂等の量が 5,000 ㎥に達するごとに、必要となります。

届出事項 土砂等の採取場所、搬入量、搬入期間、運搬事業者名など

添付書類 土砂等発生元又は土砂等の譲渡の証明書、土地の履歴調査結果、試料採取方法、有害物質分析結果の証明書

特定事業変更届・承継届出（第 14 条 ,15 条）

- 特定事業の内容に変更が生じたときは、その変更内容について届け出ます。
- 相続、合併等があった場合、特定事業の承継について届け出ます（特定事業を承継したものが、届出者となります）。
- 変更・承継の内容を土地所有者に通知する必要があります。

届出事項 変更事項及びその理由、承継にあっては、被承継者及び承継の理由など

添付書類 変更に関係する書類、図面

特定事業完了届（第 16 条）

- 特定事業が完了したときは、遅滞なく、特定事業の完了について届け出ます。

届出事項 特定事業の完了日など

添付書類 土砂等管理台帳の写し、現場写真など

近隣住民等への周知の方法

土砂等の埋立て等による土壌汚染に対する周辺住民の不安を解消し、特定事業に関する理解の促進を図るため、事前に事業計画の周知を行います。

標識の設置（第 11 条）

特定事業の計画の周知を図るため、特定事業の計画に係る届出後、速やかに当該特定事業区域の見やすい場所に事業概要を示す標識を設置しなければなりません。

土砂等の埋立て等に関する標識		
届出年月日及び番号	年　　月　　日　第　　号	
特定事業の目的		
特定事業区域の所在地		
特定事業者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
	連絡先	
特定事業の施工期間	年　　月　　日から	
	年　　月　　日まで	
特定事業区域の面積		特定事業区域周辺の見取図
土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量		
現場管理責任者の氏名、連絡先	氏名	
	連絡先	

備考　大きさは縦 90、横 120 センチメートル以上

説明会の開催（第 11 条）

事業に着手するまでに、近隣住民等に対する説明会の開催又は書面による個別の説明を行わなければなりません。

対象者　事業区域に隣接する土地の所有者及び当該土地を使用し、又は収益することができる権利を有する者並びに事業区域の敷地境界から 30m以内に居住する者

周知する内容　特定事業の計画内容（概要）

周知の方法　説明会の開催又は書面による個別の説明

＊説明会開催後はその内容を速やかに市に報告する必要があります。

関係書類の閲覧（第 12 条）

特定事業が行われている間、現場事務所等にて、市に提出した書類等について利害関係を有する者の閲覧に供しなければなりません。

対象者　周辺に居住する住民、隣接土地の所有者、区長・町内会長等の関係者

閲覧場所　現場事務所、市内の事務所・支店・営業所など

閲覧に供する関係書類　特定事業の計画に係る届出、土砂等搬入届、土砂等管理台帳、説明状況報告書等の市へ提出した書類及び図面

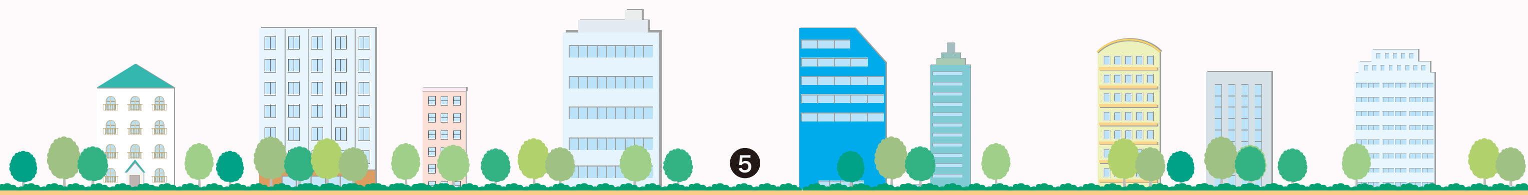

土砂等の採取場所における汚染状況調査方法

土砂等の搬入の届出（4ページ参照）には、土砂等の採取場所における土地の履歴調査報告書、試料採取調書、有害物質分析結果証明書の添付が必要となります。

＊　土砂等譲渡証明書とは、砕石法、砂利採取法等の法令に基づき許認可された採取場から採取されたことを証する書類として、所定の書式により作成する譲渡又は売渡証明書をいいます。
土砂等譲渡証明書を提出される場合は、土地の履歴調査報告書、試料採取調書、有害物質分析結果証明書の添付を省略できます。

土地の履歴など調査の方法については、次のとおりです。

土砂等の採取場所における地歴調査、土砂調査「土砂等の採取、調査」の方法

項　目		方　法
土砂等の採取場所における地歴調査		1　過去に次に掲げる物質を取り扱っていた事業所の設置状況を調査し、当該物質の使用履歴を調査すること。 ⑴ 揮発性有機化合物 ⑵ ポリ塩化ビフェニル ⑶ シアン化合物 2　過去の農地又はゴルフ場としての使用状況を調査すること。
土砂調査	調査対象地	1　搬入された土砂等に対する発生場所ごとに当該発生場所を調査対象地として行うこと。 2　搬入しようとする土砂等が5,000立方メートルに達するまでごとに、当該発生場所を調査対象地として行うこと。
	試料の採取	試料は、調査対象地の中央地点及び中央地点を交点に直角に交わる2直線上の中央地点からの距離が5メートルから 10 メートルまでの間にある4地点（2直線と調査対象地の境界との各交点から中央地点との間に1地点ずつあるものに限る。これらの地点を選定することができない場合又は市長が必要と認める場合は、市長が指示する地点）において土砂等を採取したものを同じ重量で混合して作成すること。ただし、市長が適当と認めた場合は、別に定めるところにより、複数の調査対象地から採取された土砂等を混合して試料を作成すること。 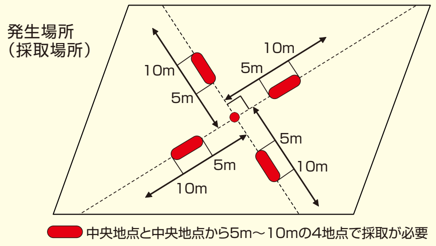
	調　査	1　2ページの有害物質の基準の表の項目ごとに、土砂等溶出量を平成15年環境省告示第 18 号に基づき調査すること。ただし、市長が指示した場合は、土砂等含有量調査を平成15年環境省告示第19号に基づき行うこと。 2　次に掲げる物質のうち使用履歴のないことが確認された物質については、当該物質に係る土砂調査を省略することができる。 ⑴ 揮発性有機化合物 ⑵ ポリ塩化ビフェニル ⑶ シアン化合物 3　農地又はゴルフ場としての使用履歴のないことが確認された場合は、農薬等（ポリ塩化ビフェニルを除く。）に係る土砂調査を省略することができる。

特定事業施工中における必要な措置

特定事業の施工中は、土壌の汚染の防止並びに周辺の生活環境を保全するための必要な措置を講じるとともに、適正な施工管理を行わなければなりません。

特定事業に関する基準の遵守（第９条）

特定事業に関する基準を遵守し、土壌の汚染の防止のための必要な措置を講じなければなりません。

特定事業に関する基準

項　目	基　準
施工管理	1 特定事業を施工するために必要な能力を持った現場管理責任者を常駐させること。 2 土砂等の搬入及び土砂等の埋立て等の作業は、原則として早朝及び夜間には行わないこと。 3 柵又は塀を設ける場合は、特定事業区域内を容易に目視できる構造とすること。 4 周辺住民又は関係者の求めがあった場合は、特定事業区域内への立入りを認めること。 5 土砂等の搬出入に伴う特定事業区域からの土砂等による道路及び側溝の汚損等を防止すること。 6 事業計画は、着手の日から２年以内に完了するものとすること。
現場管理責任者の職務	1 土砂等管理台帳は、特定事業に使用する土砂等の発生場所、搬入量等を施工期間中毎日記録し、当該特定事業の期間の開始日から終了日まで作成すること。 2 特定事業の施工に伴う土壌の汚染の防止について確認し、土壌の汚染が発生した場合は、原因を調査し、その対策を講じること。 3 特定事業の施工により周辺の生活環境が損なわれている旨の苦情が生じた場合は、誠意をもって対応すること。
土砂等の土質等	1 特定事業に使用する土砂等には、汚泥等を含まない良質土を用いること。 2 建設発生土を利用する場合にあっては、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成３年建設省令第 19 号）に従い、利用の用途にあったものとすること。
生活環境の保全	1 粉じん等の飛散及び土砂等の流出を防止をすること。 2 騒音及び振動をみだりに発生させ、周辺の生活環境を損なわないこと。 3 特定事業区域の周辺住民の健康に係る被害を生ずることがないよう必要な措置を講じること。

土砂等管理台帳の作成（第 10 条）

現場管理責任者は、土砂等の採取場所や量等について、計画どおりに搬入されているかを適正に管理するための土砂等管理台帳を記帳しなければなりません。

関係書類の閲覧（第 12 条）

（5 ページ参照）

土砂等埋立てに関する Q&A

Q 土砂等の埋立てに供する面積が 1000 ㎡以上の特定事業を行います。この条例の他、土壌汚染対策法で必要な手続きは何がありますか。

A 3,000㎡以上の土地の形質変更（有害物質使用特定施設の設置履歴がある土地の場合は900㎡以上）を行う場合、土壌汚染対策法に基づき、形質変更に着手する30日前までに形質変更場所などの届出が必要となりました。また、県民の生活環境の保全に関する条例に基づき、形質変更着手前までに過去の特定有害物質取扱事業所の設置状況の調査及び報告も必要となります。

Q 土壌汚染が発見されると、その土地の周辺の住民の健康に影響があるのでしょうか。

A 土壌汚染が発見されたからといって、直ちにその土地の周辺の住民の方の健康に影響を及ぼすことはありませんが、汚染土砂に触れたり、口にするような場合や土壌汚染から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するような場合に影響が生じる可能性があります。

Q この条例において、罰則規定はあるのでしょうか。

A 当該土砂等の埋立て等を行っている（行っていた）者又は土地所有者は、汚染の状況調査及びその報告、埋立て等の停止、当該土砂等の撤去等を命じられることとなります。さらにこの命令に従わない場合は、その旨を公表されることもあり、罰則規定も設けられています。こうした事態が生ずることのないよう適正な施工管理に努めてください。

春日井市 環境部 環境保全課

〒486-8686 春日井市鳥居松町 5-44　TEL 0568-85-6217
ホームページ　https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/gomi/kankyo/1002761/dosyajyourei.html
E-mail　hozen@city.kasugai.lg.jp